

令和3年度 第4回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和3年7月20日（火） 午後2時30分から午後3時10分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（10名）

（会長）	1番	松本	俊治
（会長職務代理）	2番	庄治	郁夫
（委員）	3番	吉井	幸弘
	6番	川東	弘之
	7番	奥村	幸弘
	10番	高田	孝
	11番	光岡	大介
	12番	松本	彌生
	13番	木下	勝博
	14番	茶谷	巖

【事務局】

（事務局長）小西 昇 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （副主査）増尾 尚之
（産業文化局長）岩崎 敏雄 （産業文化総括室長）長谷川 賢司

4. 欠席者： 4名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第7号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【議案第8号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者
証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【報告第9号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第10号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第11号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

【報告第12号】 西宮市農業委員会農地等改良届取扱要綱第3条の規定に基づく届出受理の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
はじめに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今月の本委員会においても、出席委員数を制限することで委員会中の密集を防ぎ、開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は10名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、12番 松本委員 と 14番 茶谷委員 を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
それでは、これより議案審議に入ります。
議案第7号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。
本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条並びに農業委員会会議規則第10条の規定により、●●委員が除斥の対象となりますので、恐れ入りますが議場から退席をお願いします。
(●●委員退席)
それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第7号について説明いたします。
【議案書朗読】
それでは、配付しております資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。
【資料朗読】
このとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
木下委員、お願いします。
- 木下委員 議案第7号についてご説明いたします。
申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転を行うというものです。譲受人は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第7号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、これを許可することとして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第7号につきましては、許可することとします。

(●●委員着席)

次に議案第8号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号について説明いたします。

【議案書朗読】

本申請地において、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

吉井委員、奥村委員、お願いします。

吉井委員 議案第8号番号1についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。

以上で、地元委員の説明を終わります。

奥村委員 議案第8号番号2についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。これらの農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。

議案第8号番号3についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。これらの農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第8号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、証明書を交付することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第8号につきましては、証明書を交付することとします。これより、報告案件に入ります。

まず、報告第9号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第9号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第10号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第10号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第11号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第11号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第12号「西宮市農業委員会農地等改良届取扱要綱第3条の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第12号について説明いたします。

【議案書朗読】

事務局にて、提出された届出書及び添付資料を審査し、現地調査を行った結果、内容が適正と認められたため、農地等改良届受理通知を交付しましたので、ご報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時10分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
